

徳島大学大学教育研究ジャーナル発行要領

〔 令和 2 年 6 月 1 1 日 〕
徳島大学FD委員会委員長
改正 令和 3 年 6 月 8 日
令和 5 年 7 月 1 1 日

(趣旨)

第 1 この要領は、徳島大学が発行する大学教育研究ジャーナル（以下「ジャーナル」という。）の編集及び発行等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 ジャーナルの名称は、次のとおりとする。

邦文名称 大学教育研究ジャーナル

欧文名称 Journal of University Education Research

(体裁)

第 3 ジャーナルの体裁は、A4 縦置き、横組みとする。

(発行及び公開)

第 4 ジャーナルは原則として年 1 回発行するものとし、WEB 上で公開する。

(編集、発行及び論文の審査等)

第 5 ジャーナルの編集、発行及び論文の審査等は、徳島大学大学教育研究ジャーナル編集専門委員会が行う。

(掲載論文の内容)

第 6 ジャーナルに掲載する論文は、FD 研究やFD 活動を中心として、大学教育に関する教育研究の成果物とし、独創的で未発表のもの（投稿中のものを除く。）とする。ただし、口頭発表及びその配付資料は除くものとする。

2 前項の論文は、次の各号に掲げる種類に分類する。

- (1) 総説 大学教育に関する重要な課題について文献や研究成果などをレビューするものであり、大学教育に対する具体的な示唆を与える論考
- (2) 原著 大学教育に関する新しい研究成果をまとめた著述であり、独創性、新規性及び発展性のあるもの
- (3) 報告 大学教育の実践に関する実施報告又は有用な実践事例を記述したもの
- (4) 資料 調査などによって得られたデータをまとめたもので、今後の研究・開発・応用等にとって有用な資料となるもの

(投稿資格)

第 7 投稿の資格は、問わない。

(執筆要領)

第 8 論文の執筆要領は、別に定める。

(倫理的配慮)

第 9 投稿者は、論文の執筆のためのデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを

とるとともに、その内容を論文に明記するほか、記述において関係者のプライバシーが侵害されないよう、細心の注意を払わなければならない。

(論文の提出先、受付)

第10 論文の投稿先、投稿方法及び受付期間等は、別に定める。

(出版権)

第11 ジャーナルに掲載した論文の出版権は、徳島大学に帰属する。

2 論文の執筆者が他の学術誌又は書籍等へ転載する場合は、出典を明示するものとする。

(論文の公開)

第12 ジャーナルに掲載した論文は、原則として徳島大学機関リポジトリに登録し、無償公開するものとする。

(事務)

第13 ジャーナルの発行等に関する事務は、徳島大学学務部教育支援課が処理する。

(雑則)

第14 この要領に定めるもののほか、ジャーナルの発行に関し必要な事項は、徳島大学FD委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月9日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月8日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年7月11日から実施する。